

毎年 8 月に雇用保険の基本手当日額等が見直されます (2015. 8. 1 改正)

賃金日額	基本手当日額						
	～29 歳	30～44 歳	45～59 歳	60～64 歳	65 歳～		
下 限 額							
2300	1840						
2500	2000						
3000	2400						
3500	2800						
4000	3200						
4500	3600						
4600	3680						
5000	3915			3881	3915		
5500	4190			4106	4190		
6000	4443			4302	4443		
6500	4675			4467	4675		
7000	4886			4550	4886		
7500	5076			4575	5076		
8000	5244			4600	5244		
8500	5391			4625	5391		
9000	5517			4650	5517		
9500	5622			4675	5622		
10000	5705			4700	5705		
10500	5768			4725	5768		
11000	5808			4950	5808		
11500	5828			5175	5828		
12000	6000			5400	6000		
12500	6250			5625	6250		
12790	6395			5756	6395		
13000	上限額	6500			5850	上限額	
13500		6750			6075		
14000		7000			6300		
14210		7105			6395		
14500		上限額	7250			6525	
14920			7455			6714	
15000			7510	上限額			
15500			7750				
15620			7810				
上限額			上限額				

原則として被保険者期間として算定された最後の 6 か月間の賃金の総額 (臨時賃金日額 = に支払われた賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く)

1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

2. 65 歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成 29 年 3 月までに延長されました：期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以 上
30 歳未満		受給 できない	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上 35 歳未満					180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満					180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満				180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満				150 日	180 日	210 日	240 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給 できない	150 日	300 日			
	45～64 歳			360 日			

※離職の日以前 1 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に関係なく		受給できない	90 日	120 日	150 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給できない	300 日		
	45～64 歳		360 日		

※離職の日以前 2 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には 3 か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65 歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

算定期間	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30 日分	50 日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：5,830 円 (60～64 歳：4,725 円)
残日数 1/3 以上	残日数×50%×基本手当日額	

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額	※1 日当たりの支給額の上限：1,749 円（60～64 歳：1,417 円）
----------------	---